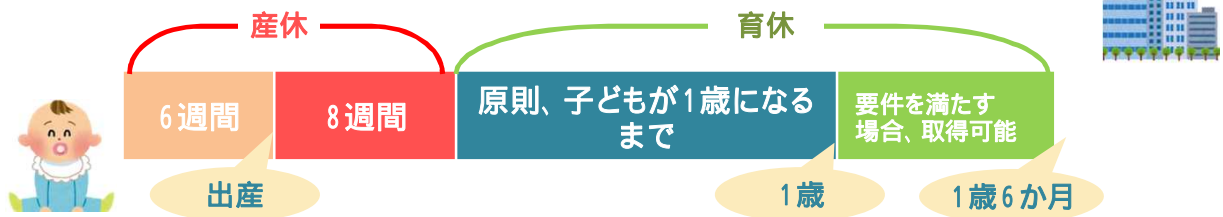


ご存じですか

パート・派遣・契約社員などの 期間雇用者も産休・育休の対象になります！

期間雇用者（パート・派遣・契約社員など雇用期間の定めのある労働者）でも、**産休はすべての労働者が、育休は一定の要件を満たした労働者が対象となります。**



産休とは 産前休業と産後休業のこと

産前休業

出産予定日の6週間前(双子以上の場合14週間前)から、**請求すれば**取得できます。
[出産の日は、産前休業になりません。]

産後休業

出産の翌日から8週間は、事業主は労働者を就業させることはできません。
ただし、産後6週間を過ぎた後、本人が請求し、医師が認めた業務には就業できます。

育休とは 育児休業のこと

1歳に満たない子どもを養育する男女労働者は、会社に**申し出る**ことにより、子どもが1歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できます。

< 育児休業の対象となる労働者の範囲 >

1. 期間の定めのある労働契約で働く方は、**申出時点において、以下の要件を満たすことが必要です**
同一の事業主に引き続き1年以上雇用されている
子どもの1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれる
子どもの2歳の誕生日の前々日までに、労働契約の期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでない
2. 以下の要件に該当する場合は、**育児休業を取得できません(対象外とする労使協定がある場合に限る)**
雇用された期間が1年未満
1年(1歳6か月までの育児休業の場合は、6か月)以内に雇用関係が終了する
週の所定労働日数が2日以下
3. 日々雇用される方は**育児休業を取得できません**

ご注意ください

産前・産後休業、育児休業を理由とした解雇・雇い止め・減給などの不利益取扱いを行うことは禁止されています。

～ 期間雇用者が育児休業を取得した場合の
中小企業向けの支援(助成金)があります ～

裏面もご覧ください

中小企業両立支援助成金のご案内

期間雇用者が育児休業を取得する際に利用できる助成金があります。
労働者の仕事と家庭の両立支援の取組にご活用ください。

【平成27年度予算案は国会で審議され、国会の審議により、両立支援等助成金の内容が決定されます。
両立支援等助成金の平成27年度予算案の内容は厚生労働省ホームページをご覧ください。】

期間雇用者継続就業支援コース

期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則等に規定し、期間雇用者の育児休業取得者を原職等に復帰させ、6か月以上継続して雇用した中小企業事業主であって、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に支給する。（育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以後平成28年3月31日までに出た事業主が対象。）

	支給額	
1人目	40万円	期間雇用者の育児休業取得者が正社員として 復帰した場合 1人目 10万円加算 2～5人目 5万円加算
2人目から5人目まで	15万円	

【平成27年度予算案】研修に係る要件を緩和することを予定しております。

代替要員確保コース

育児休業取得者が育児休業終了後原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、育児休業中に休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給する。 1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで

支給対象労働者1人当たり	15万円
--------------	------

【平成27年度予算案】以下のことを予定しております。

- ・支給額の増加
- ・対象育児休業者が期間雇用者の場合の加算
- ・くるみん取得事業主への支給対象期間の延長

育休復帰支援プランコース

【平成27年2月から施行】

「育休復帰プランナー」による支援のもと「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休を取得した場合及び当該育休取得者が復帰した場合に、中小企業事業主に支給する。

支給対象事業主1回当たり	30万円
--------------	------

1企業当たり 1回目：プランを策定し、育休取得した時
2回まで 2回目：育休者が職場復帰した時

育休復帰プランナーによる支援については、(株)パソナ「育休復帰支援プロジェクト運営事務局」
(TEL092-741-6711)へお問い合わせください(平成27年3月まで)

詳しくは厚生労働省のホームページへ

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等
> 育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyoyou_ryouritsu/ryouritu.html

> 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

お問い合わせは都道府県労働局雇用均等室へ

雇用均等室では、事業主の皆さまからのご相談も無料で受け付けています。

[受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)]

長崎労働局雇用均等室

〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階

(TEL) 095-801-0050

(FAX) 095-801-0051